

移動系サービスと課題

サービス	位置づけ	対象者	障害程度区分	サービス内容	連絡調整会議で出た課題
居宅介護 (通院等介助)	介護給付	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分1以上	病院等に移動するための介助	・透析患者(内部障がい者)の通院に利用できるとよい (現行では区分ができれば利用可能)
居宅介護 (通院等乗降介助)	介護給付	身体障がい 知的障がい 精神障がい	区分1以上	病院等へ移動するために、ヘルパーが自ら運転する車両への乗車又は降車の介助	・発達障がい者の通院に利用できるとよい。
重度訪問介護	介護給付	身体障がい	区分3以上 (別途要件有り)	重度障がい者の長時間ホームヘルプ+ガイドヘルプ。見守りも介護の中に含まれる。	
行動援護	介護給付	知的障がい者 精神障がい者	区分3以上 (別途要件有り)	外出介護+外出前後の準備・片付け。予防的対応・制御的対応・身体介護的対応	
移動支援	地域生活支援事業	視覚障がい 全身性障がい 知的障がい 精神障がい	制限なし	社会生活上必要不可欠な外出、及び余暇活動等の社会参加のための外出の介護	・通学に利用できるとよい ・社会参加ではなく、日中預かりを目的としての利用がある ・事業者の報酬が厳しい ・利用可否の判断があいまいな部分がある
福祉有償運送	道路運送法の許可	—	制限なし	営利を目的としない事業者が、障がい者・高齢者などの移動困難な者を対象に、車両等を使って有償で移送サービスを行うもの	・タクシー業界の反発もあり、事業者の登録が難しい ・台数が少ない